

鳥労発基 0927 第 4 号  
令和元年 9 月 27 日

関係機関各位

鳥取労働局長

### 鳥取県最低賃金（改正）の周知について（御協力のお願い）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、鳥取県最低賃金は、令和元年10月5日から時間額790円となります。

鳥取県最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイト等の雇用形態にかかわらず、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されることから、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たしています。そのため、当局におきましては、県内全域の事業者及び労働者に対して、改正内容について周知を行っているところであります。

つきましては、リーフレットの配布、ポスターの掲示や、貴団体発行の広報誌（紙）・ホームページへの記事の掲載等、改正された最低賃金の周知につきまして、特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

併せて、中小企業・小規模事業者への支援策である「業務改善助成金」及び「働き方改革関連法の施行」に関する周知につきましても、御配慮いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

なお、広報誌（紙）、ホームページ等に鳥取県最低賃金改正の記事を掲載していただく際には、別添の広報文例を参考にしていただき、掲載いただいた折には、御手数ですが、記事の掲載部分を当局賃金室まで郵送又はメールにより御送付賜りますようお願い申し上げます。

記

送付数	最低賃金ポスター	1 部
	最低賃金リーフレット	15 部
	業務改善助成金等リーフレット等	1 部

鳥取労働局 労働基準部 賃金室

〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9

TEL (0857) 29-1705

メール chinginshitsu-tottorikyoku@mhlw.go.jp



# 最低賃金が、 ことしも 変わります。

確認しましょう!

鳥取県 最低賃金

790 円

時間額

令和元年  
10月5日から

28円  
UP

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。  
使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

最低賃金に関するお問い合わせは  
鳥取労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
鳥取労働局ホームページアドレス  
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saiteichingin.info/>

WEBで確認!

最低賃金制度



# 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、  
賃金の最低額(最低賃金額)を  
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの  
働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されるんです。



## 確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

### 最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※3)

#### 1 時間給の場合

$$\begin{array}{c|c} \text{時間給} & \\ \hline \text{円} & \end{array} \leqq \begin{array}{c|c} \text{最低賃金額(時間額)} & \\ \hline \text{円} & \end{array}$$

#### 2 日給の場合

$$\begin{array}{c|c} \text{日給} & \\ \hline \text{円} & \end{array} \div \begin{array}{c|c} 1日の平均所定労働時間 & \\ \hline \text{時間} & \end{array} = \begin{array}{c|c} \text{時間額} & \\ \hline \text{円} & \end{array} \leqq \begin{array}{c|c} \text{最低賃金額(時間額)} & \\ \hline \text{円} & \end{array}$$

#### 3 月給の場合

$$\begin{array}{c|c} \text{月給} & \\ \hline \text{円} & \end{array} \div \begin{array}{c|c} 1か月の平均所定労働時間 & \\ \hline \text{時間} & \end{array} = \begin{array}{c|c} \text{時間額} & \\ \hline \text{円} & \end{array} \leqq \begin{array}{c|c} \text{最低賃金額(時間額)} & \\ \hline \text{円} & \end{array}$$

#### 4 上記1,2,3が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額  $\geq$  最低賃金額(時間額)

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合 日額に換算した額  $\geq$  特定最低賃金額

(※3)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で  
自分の地域の  
最低賃金を  
チェックしましょ！

賃金の引上げを支援します。

#### 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) [検索]

中小企業  
事業者の  
皆さんへ

専門家による無料相談を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

働き方改革推進支援センター <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。 (R1.9)

# 平成31年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引き上げを図るための制度です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、  
その費用の一部を助成します。※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

## 概要

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース (800円未満)	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場かつ事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場	4／5
	4～6人	70万円		生産性要件を満たした場合は 9／10(※)
	7人以上	100万円		
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場	3／4
	4～6人	70万円		生産性要件を満たした場合は 4／5(※)
	7人以上	100万円		

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

## ご留意頂きたい事項

- 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

## お問い合わせ先

### 働き方改革サポートオフィス鳥取

〒680-0845 鳥取県鳥取市富安1丁目152 SGビル4F TEL 0800-200-3295

## 申請先

### 鳥取労働局雇用環境・均等室

〒680-8522 鳥取県鳥取市富安2丁目89-9 TEL0857-29-1701

# ～・業務改善助成金の活用事例・～

## 具体的な設備投資などについてご参考にしてください

### 業務改善

事例1

#### ベルトコンベアの導入による弁当の盛り付け作業の効率化

##### <企業概要>

【所在地】新潟県 【従業員数】40人

【事業の種類】食品製造販売業

<課題と対応>弁当製造における盛り付け時間削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

配膳台の周りを従業員が移動して盛り付けを行っていたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用してベルトコンベアを導入しました。

弁当の盛り付け作業を効率化したい



専務取締役

##### <独自の工夫>

以前は4種類の価格帯の弁当を製造していたが、1種類に統約することで製造の効率化が図られ、仕入れリスクも軽減している。

<実施内容>ベルトコンベアの導入で弁当の盛り付け時間が2時間から1時間30分に短縮し、同じ時間で10%多く弁当を製造することができるようになった。

<成果>弁当の盛り付け時間の削減によって生産性が向上し、28人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

##### 助成金活用のポイント

ベルトコンベアを導入したことでの、弁当の盛り付け作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

### 業務改善

事例3

#### 新型の大容量釜導入による仕込み作業・清掃作業の効率化

##### <企業概要>

【所在地】栃木県 【従業員数】115人

【事業の種類】麺類の製造及び販売業

<課題と対応>麺製造時の仕込み回数や生産品目切り替え時の釜の清掃時間を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

一度に大量の仕込みができる、また、生産品目を切り替える際の釜の清掃に時間を要していたため、業務が非効率になっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の大容量釜を導入しました。

仕込み作業を効率化し、あわせて生産品目切り替え時の釜の清掃作業を効率化したい



専務取締役

##### <独自の工夫>

各工程の現場責任者及び現場リーダーが月に1回、アルバイト・パートに業務効率化に対するアンケートを取り、真計結果を専務取締役にフィードバックして改善を行っている。

<実施内容>大型で、生産品目の切り替え時に、麺製造時の残り物が落ちやすい釜に変わることで、一度に大量の仕込みが可能となり作業の負担軽減・効率向上、光熱費削減が図られるとともに、清掃作業負担が軽減し、清掃に係る人員や時間削減することができた。

<成果>仕込み作業の効率化・釜の清掃負担の軽減によって生産性が向上し、8人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

##### 助成金活用のポイント

新型の大容量釜を導入したことでの、仕込み作業・清掃作業の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

### 業務改善

事例2

#### セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

##### <企業概要>

【所在地】熊本県 【従業員数】24人

【事業の種類】生鮮食料品小売業

<課題と対応>繁忙時のレジ待ちの行列を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

購入代金や釣銭の受け渡しまですべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況でした。そこで、助成金を活用してセミセルフPOSレジを導入しました。

レジの精算業務を効率化したい



人事課長

##### <独自の工夫>

各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、(別スイッチを取り付け)、同業他社と比べ営業時間と短くしつ商品を売りつくすようにしたり、废弃物や保管設備費の削減につなげている。

<実施内容>商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

<成果>レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

##### 助成金活用のポイント

セミセルフPOSレジを導入したことでの、レジ業務の効率化につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)

### 業務改善

事例4

#### 新型食器洗浄機の導入による洗浄業務の効率化と光熱・洗剤費用の削減

##### <企業概要>

【所在地】広島県 【従業員数】61人

【事業の種類】ホテル業

<課題と対応>食器洗浄に要する人員・時間・電力・水・洗剤を削減するため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

25年前に導入した食器洗浄機を使っていたため、洗浄に要する人員・時間・経費がかかり、業務が非効率となっている状況でした。そこで、助成金を活用して新型の食器洗浄機を導入しました。

食器洗浄作業を効率化したい



社長

<実施内容>新型食器洗浄機を導入したことにより、洗浄・乾燥に係る人員や時間、電力、水、洗剤を削減することができた。また、掃除や整理整頓など、他の作業時間を作出できた。

<成果>食器洗浄にかかる人員や時間の削減によって生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を40円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

##### 助成金活用のポイント

新型の食器洗浄機を導入したことでの、食器洗浄業務の効率化・経費の削減につながった。

(※平成29年度時点の制度に基づく事例)